

函館医学誌編集委員会 設置要綱

(設置)

第1条 市立函館病院が発行する定期刊行物『函館医学誌』を円滑に刊行し，学術的・教育的利用に資するため，函館医学誌編集委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所管事務)

第2条 委員会は，次に掲げる事項について協議し，決定する。

- (1) 『函館医学誌』の発行に関する事
- (2) 『函館医学誌』の内容に関する事
- (3) その他『函館医学誌』刊行に関し必要な事項に関する事

(組織)

第3条 委員会は，若干名をもって組織する。

- 2 委員会は，必要と認める時は，前項に掲げる以外の者を委員とすることができる。
- 3 委員会に委員長および副委員長を置く。

(職務)

第4条 委員長および委員は病院長が指名し，副委員長は委員長が委員の中から指名する。

- 2 委員長は，会務を総理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し，委員長に事故がある時は，委員長に代わり職務を行う。

(会議)

第5条 委員会の会議は，委員長が招集する。

- 2 委員会は，随時開催するものとする。
- 3 委員長が必要と認めた時は，委員以外の者を委員会に出席させ，意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 事務局は庶務課に置く。

- 2 事務局内に編集担当者を置く。

(補則)

第7条 委員会の運営に関しこの要綱に定めのない事項については、委員長が
委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年2月7日から施行する。

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。